

質問回答書

件名 横浜市庁舎低層部観葉植物育成業務委託

質問	回答
作業日時に指定はあるか。	日時の指定はありませんが、作業日程が決定した段階で、事前に作業届を提出してください。 なお、対象区画の開館時間外は作業することができません。 【開館時間（対象区画）】 午前7時～午後11時30分 (12月29日から1月3日を除く)
・プランターやサインは支給品か。受託者手配の場合はサイズ、色、仕様に指定はあるか。 ・マルチングの交換は記載の物以外に変更は可能か。	・プランターやサインは支給品です。 ・マルチングの交換は、四季の変化を演出することが可能であれば、事前に市の確認を取った上で、記載の物以外に変更しても構いません。
作業に伴い発生したゴミは自由処分 で問題ないか。	正規の処理方法で処分してください。